

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

～ 毎年8月と11月に実施される高卒認定試験の合格を応援します！ ～

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親又は子が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験(以下、「高卒認定試験」)の合格を目指す場合に、対策講座の受講費用について補助金を支給します。

■ 対象

- 枚方市在住の、ひとり親家庭の親又は扶養する20歳未満の子で、次のすべての要件を満たす人。
- ひとり親家庭の親が、児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準であること。
- 支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められること。
- 過去に本給付金を受給していないこと。
- 大学入学資格を取得していないこと。 など

■ 対象講座

高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む）で、市長が適当と認めたもの。

※高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は対象外。

■ 給付金の種類等

《受講修了時給付金》

対象講座の受講を修了したときに支給。受講修了日から30日以内に申請が必要。

[支給額]

支給対象者が対象講座に支払った受講費用の5割に相当する額。

(上限 通信制講座のみ 12万5千円、その他 25万円)

ただし、受講費用の5割が4千円を超えない場合は支給対象外。

《合格時給付金》

受講修了時給付金の支給を受けた者が、受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格したときに支給。合格証書記載の日付から40日以内に申請が必要。

[支給額]

申請者が対象講座に支払った受講費用の1割に相当する額。

受講修了時給付金と併せて上限 通信制講座のみ 15万円、その他 30万円

※制度内容については変更される場合がございます。詳細については、お問い合わせください。

(裏面も必ずご覧ください)

《支給を受けるには》



対象講座の指定申請

《指定申請に必要な書類》

- ①ひとり親家庭の親及びその扶養する児童の戸籍謄本又は抄本
- ②世帯全員の住民票の写し
- ③ひとり親家庭の親の当該年度の市民税課税証明書
(4月～7月申請の場合は前年度分)
- ④受講しようとする講座のパンフレット等
(受講内容、受講費用及び受講日程が確認できるもの)

受講講座の申込 → 受講開始

受講修了

受講対象講座指定通知書(※1)をお送りします。

受講修了後 30 日以内
受講修了時給付金支給申請

《支給申請に必要な書類》

- ①ひとり親家庭の親及びその扶養する児童の戸籍謄本又は抄本
- ②世帯全員の住民票
- ③ひとり親家庭の親の当該年度の市民税課税証明書
(4月～7月申請の場合は前年度分)
- ④受講施設の長が発行した受講修了証明書
- ⑤受講施設の長が発行した受講経費についての領収書
- ⑥受講対象講座指定通知書(※1)

受講修了後 2 年以内
高卒認定試験受験 → 合格

合格後 40 日以内
合格時給付金支給申請

《支給申請に必要な書類》

- ①ひとり親家庭の親及びその扶養する児童の戸籍謄本又は抄本
- ②世帯全員の住民票
- ③ひとり親家庭の親の当該年度の市民税課税証明書
(4月～7月申請の場合は前年度分)
- ④文部科学省が発行する合格証書の写し
- ⑤受講対象講座指定通知書(※1)

★ [支給申請に必要な書類] ②及び③については省略できる場合があります。詳細はお問合せください。

【問 合 せ 先】

〒573-0032

枚方市岡東町 12 番 3-410 号 サンプラザ3号館4階

ひとり親家庭相談支援センター (枚方市子どもの育ち見守り室 となと 内)

TEL 050-7102-3227 (直通)

FAX 072-846-7952

Email kodomosoudan@city.hirakata.osaka.jp